

とっとりサイクルツーリズムの会 規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、とっとりサイクルツーリズムの会とし、略称は「TCT」とする。(以下「TCT」という。)

(目 的)

第2条 TCTは、県東部地区において身近なレクリエーションとしてのサイクリングの普及を通じて、日常的に自転車を利用する機運を醸成するとともに、利用しやすい環境の充実や自転車イベントの開催などの取組を通じて「自転車が走りやすい、走ってみたいまち」のイメージを定着させることにより、交流人口を増加させ地域の活性化につなげることを目的とする。

(活 動)

第3条 TCTは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 自転車を活用した周遊観光を促進する活動
- ② その他必要な活動

(組 織)

第4条 TCTは、このTCTの趣旨に賛同する個人及び団体をもって組織する。

2 必要に応じてTCTに賛助会員、オブザーバーを置くことができる。

(役 員)

第5条 TCTに会長1名、副会長1名、監事1名を置くものとし、会員の互選により選出し、任期は2年とする。

2 会長はTCTを代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。監事は会計並びに事務を監査する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 会議の議長は、会長が行う。

(事務局)

第7条 事業を円滑に推進するため、TCTに事務局を置く。

2 事務局は、会長の指定する個人又は団体に置く。

(経費)

第8条 TCTの経費は、負担金、補助金、委託料及びその他の収入をもってあてる。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は平成27年6月3日から施行する。